

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第23号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第33の危機管理防災課の項の次に次のように加える。

交通政策課	リニア推進主幹	中央新幹線の整備促進に関する職務
-------	---------	------------------

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の36の(1)のイを削り、同ウを同イとし、同エを同ウとし、同オ及びカを削り、同キ中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改め、同キを同エとし、同ク中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改め、同クを同オとし、同ケを同カとし、同カの次に次の事

項を加える。

キ 第12条の4第1項の規定による報告の受理

別表第2の36の(1)のコ及びサを削り、同シ中「第2項」の次に「(同条第1項ただし書及び第2項については、第13条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同シを同クとし、同クの次に次の事項を加える。

ケ 第13条の2第1項の規定による届出の受理

別表第2の36の(1)のスを削り、同セ中「通行遮断」を「通行の制限又は遮断」に改め、同セを同コとし、同ソ及びタを削り、同チを同サとし、同ツを同シとし、同テを同スとし、同ト中「又は薬浴」を「薬浴又は投薬」に改め、同トを同セとし、同ナを削り、同ニ中「第52条」を「第52条第1項」に改め、同ニを同ソとし、同ヌを削り、同46の(8)に次の事項を加える。

ウ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)第6条第1項及び第3項の規定による認定

別表第2の48の(9)を同(10)とし、同(8)の次に次の事項を加える。

(9) 警察職員に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第6条第1項及び第3項の規定による認定

別表第3の6中「別表第2の36の(1)のオ、コ、サ及びニ」を「別表第2の36の(1)のソ」に改める。

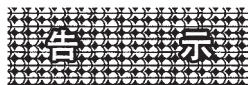
別表第6の4に次の事項を加える。

(8) 職員に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第6条第1項及び第3項の規定による認定

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

行政改革課



長野県告示第662号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人絆	宅幼老所きずな	長野県伊那市東春近木裏原10746番地434	平成23年9月16日

(2) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
長野エコ事業協同組合	エコ福祉用具レンタル	長野県長野市松岡一丁目35番5号	平成23年9月16日

(3) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社イー・ライフ	有料老人ホームケイエス神林	長野県松本市神林1500-1	平成23年9月16日
2 指定介護予防サービス事業者			
(1) 介護予防通所介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人絆	宅幼老所きずな	長野県伊那市東春近木裏原10746番地434	平成23年9月16日
(2) 介護予防福祉用具貸与			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
長野エスコ事業協同組合	エスコ福祉用具レンタル	長野県長野市松岡一丁目35番5号	平成23年9月16日
(3) 介護予防特定施設入居者生活介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社イー・ライフ	有料老人ホームケイエス神林	長野県松本市神林1500-1	平成23年9月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第663号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければいけない地域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 形質変更時要届出区域
千曲市大字内川字内川417番及び字堀田久保770番
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第664号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信更町安庭字親木1938、1939、1952の1、1952の2、1953
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第665号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊那市東春近5673の2・5674（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5707の4、6028の2、6028の5、6029
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東春近5673の2・5674・5707の4・6028の5・6029（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第666号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
千曲市大字磯部字黒岩1984、1988の1、1988のイ、1989の1、1989のイ、1993のイ、1995から1997まで、1999から2005まで、2008、2009、字見湯沢2038から2054まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第667号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
安曇野市明科東川手10667から10669まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画道路 3・6・9号北長野通り
- 2 都市計画を定める土地の区域
長野市大字鶴賀字苗間平、字峯村、字下色黒、大字早苗町、大字東鶴賀、大字柳町、三輪一丁目、桐原二丁目、中越二丁目、吉田三丁目、吉田一丁目、吉田二丁目の各一部
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野市役所都市整備部都市計画課

都市計画課

長野県告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画道路 3・4・36号高田若槻線
- 2 都市計画を定める土地の区域
長野市大字高田、西和田一丁目、平林一丁目、平林二丁目、西和田二丁目、桐原二丁目、桐原一丁目、吉田一丁目、吉田二丁目、稲田一丁目、徳間一丁目、大字若槻東条、上野一丁目、大字田中の各一部
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野市役所都市整備部都市計画課

都市計画課

長野県上田建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年10月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年9月29日

長野県上田建設事務所長 山浦 直人

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 143号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡青木村大字田沢字藪下175番の3地先から 小県郡青木村大字田沢字青木120番の11地先まで	旧	8.0~17.4 m	0.4600 km
同 上	新	8.0~22.0	0.4600

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 丸子信州新線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡青木村大字田沢字青木128番の7地先から 小県郡青木村大字田沢字青木128番の1地先まで	旧	9.5~10.9 m	0.0336 km
同 上	新	9.5~13.6	0.0336

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年10月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 9月29日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿南根羽線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡売木村698番の1地先から 下伊那郡売木村690番の2地先まで	旧	7.4~27.0 m	0.0560 km
同 上		7.4~27.0	0.0560
下伊那郡売木村698番の7地先から 下伊那郡売木村690番の2地先まで	新	7.9~29.5	0.0446

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年10月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 9月29日

長野県上田建設事務所長 山 浦 直 人

- 1 路線名 143号
- 2 供用を開始する区間
小県郡青木村大字田沢字藪下175番の3地先から
小県郡青木村大字田沢字湯坂下130番の13地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年 9月29日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年10月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 9月29日

長野県飯田建設事務所長 三 井 宏 人

- 1 路線名 阿南根羽線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡売木村698番の7地先から
下伊那郡売木村690番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年10月1日

道路管理課

長野県教育委員会告示第7号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項、第30条第1項及び第31条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県天然記念物に指定し、並びに長野県天然記念物の指定を解除します。

平成23年 9月29日

長野県教育委員会

- 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数等	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
若一王子神社観音堂及び宮殿	1棟及び1基 附 棟札 1枚	大町市大町2097番地	大町市大町2097番地 若一王子神社
光久寺薬師堂	1棟 附 厨子 1基 内厨子 1基 棟札 1枚	安曇野市明科中川手5773番	安曇野市明科中川手5773番 光久寺
長光寺薬師堂及び宮殿	1棟及び1基	安曇野市明科光691番4	安曇野市明科光691番4 長光寺

2 長野県天然記念物に指定する文化財

名 称	所 在 地	所有者の住所及び氏名 又は名称
雁田のヒイ ラギ	上高井郡小布施町大字雁 田789番地1	埼玉県狭山市大字水野 1195番地3 呉羽 敏正

3 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名 称	所 在 地	指 定 告 示
原のシダレ ザクラ	上水内郡信濃町大字平岡 994の1	昭和42年5月22日 長野県教育委員会告示 第4号

文化財・生涯学習課

選告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成21年分の政治団体の収支に関する報告書について、民主党長野県第3区総支部、民主党長野県参議院選挙区第2総支部及び羽田孜後援会千曲会から次のとおり訂正の報告がありました。

平成23年9月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別冊の民主党長野県第3区総支部中

「 支出総額 33,969,623円
繰越額 152,588,060円」

を

「 支出総額 33,654,091円
繰越額 152,903,592円」

に、

「 備品・消耗品費 3,488,343円
事務所費 1,855,257円
小 計 27,303,264円」

を

「 備品・消耗品費 3,479,632円
事務所費 1,509,996円
小 計 26,949,292円」

に、

「 組織活動費 4,082,578円」

を

「 組織活動費 4,121,018円」

に、

「 小 計 6,666,359円
合 計 33,969,623円」

を

「 小 計 6,704,799円
合 計 33,654,091円」

に改め、民主党長野県参議院選挙区第2総支部中

「 支出総額 14,596,933円
繰越額 30,858,866円」

を

「 支出総額 15,099,607円
繰越額 30,356,192円」

に、

「 光熱水費 151,200円
備品・消耗品費 249,649円
事務所費 192,711円
小 計 13,073,560円」

を

「 備品・消耗品費 199,849円
事務所費 976,491円
小 計 13,656,340円」

に、

「 組織活動費 376,523円」

を

「 組織活動費 296,417円」

に、

「 小 計 1,523,373円
合 計 14,596,933円」

を

「 小 計 1,443,267円
合 計 15,099,607円」

に改め、羽田孜後援会千曲会中

「 支出総額 4,022,219円
繰越額 4,421,672円」

を

「 支出総額 2,249,925円
繰越額 6,193,966円」

に、

「 光熱水費 215,623円
備品・消耗品費 1,289,756円
事務所費 988,675円
小 計 3,244,054円

政治活動費

組織活動費 118,240円」

を

「 事務所費 840,000円
小 計 1,590,000円

政治活動費

」

に、

「 小 計 778,165円
合 計 4,022,219円」

を

「 小 計 659,925円
合 計 2,249,925円」

に改める。

選挙管理委員会